

ボランティア保険のご案内

ボランティア保険とは

- ①ボランティア活動中の事故によりボランティア本人がケガをした
- ②ボランティアの方々が、ボランティア活動中に他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償問題が生じた

①、②の場合を補償する保険です。



対象となるボランティア活動	1 ページ
保険金をお支払いする主な場合・事故例	1 ページ
補償内容・保険料	2 ページ
加入手続	7 ページ

保険期間

平成24年4月1日0時から
平成25年3月31日24時までの1年間

※中途加入の方：加入手続完了日の翌日0時から平成25年3月31日まで

団体構成員の相互扶助や親睦を主目的とする活動は、この保険におけるボランティア活動には該当せず、この保険の対象外となります（詳細はステップ1をご確認ください）。

<ボランティア活動保険>

ステップ 1 この保険の対象となるボランティア活動をご確認ください。

▼対象となるボランティア活動とは▼

- ① 所属するボランティア活動団体等の会則に則り、企画立案された活動
 - ② 社会福祉協議会の委嘱を受けた、または社会福祉協議会に届け出た活動
- ①②のいずれかに該当する活動で、以下の全てに該当する活動をいいます。
(個人での活動を含みます)

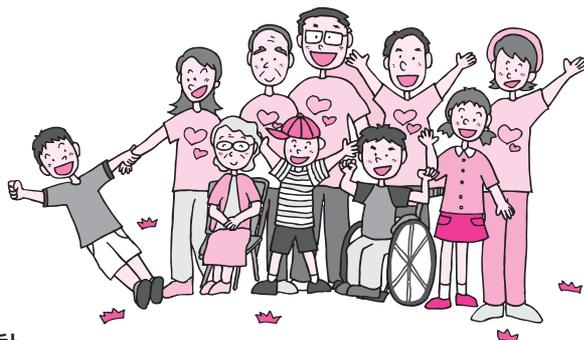
- ▶ **日本国内**での活動
- ▶ **無償の活動**(交通費、食事代など費用弁償程度の支給は無償とみなします)
- ▶ 個人の**自発的な意思**により**他人や社会に貢献**することを目的とする活動

上記には以下の活動を含みます。また、ボランティア活動を行う目的を持って、通常の経路により住居(注)を出発してから住居に帰着するまでの間を含みます。

◆ 宿泊を伴う活動(活動を行っていない時間を除く。) ◆ 活動に直接結びつく学習会、研修会、会議等
(注) 住居以外の施設を起点とする場合、または住居以外の施設に帰る場合はその施設とします。

! この保険の対象とならないボランティア活動

- 海難救助または山岳救助ボランティア活動
- 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- 野焼き、山焼きを行う森林ボランティア活動
- チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- インターンシップ等や資格取得等を目指した活動
- 団体構成員の相互扶助や親睦を目的とする活動
- 自助活動
- 学校の管理下(授業の一環)として行うボランティア活動
- PTA、自治会、町内会、マンション管理組合等の会員の共通の利益、親睦を目的とした活動
(※上記の活動を対象とした保険をお探しの場合は取扱代理店までご相談ください。)
- 企業等の営利事業の一環として行う活動



等

ステップ 2 保険金をお支払いする主な場合・事故例・保険料をご確認ください。

1 賠償責任補償

被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が日本国内において次のいずれかに該当する偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用など)に対して保険金をお支払いします。

ボランティア活動中に発生した事故

(例) 介護ボランティア中に、誤って車いすから利用者を落としケガをさせ賠償責任を負った。

ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物の損壊、紛失または盗取

(例) ボランティアが体育館備え付けの運動具を破損させ賠償責任を負った。

保管物について正当な権利を有する者に対する法律上の損害賠償責任のみが対象となります。

ボランティア活動に伴って提供した財物に起因する事故

(例) ボランティアが調理し配給した弁当で食中毒が発生し、賠償責任を負った。

ボランティア活動の結果に起因する事故

(例) ボランティアが建てた仮設テントが、設備の不備により倒れ、下にいた子どもがケガをして賠償責任を負った。

2 傷害補償

日本国内において被保険者がボランティア活動中(往復途上を含みます。)、被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対し、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等をお支払いします。

- 【事故例】
- ・ボランティア活動中に転んでケガをした。
 - ・ボランティア活動からの帰宅途中に自転車に跳ねられケガをした。

〈特定非営利活動法人補償特約〉(全てのプランにセットされます。)

特定非営利活動促進法に規定する「特定非営利活動」を、この保険の対象となるボランティア活動に含めます。また、NPO法人を被保険者に含め、ボランティアがNPO法人の活動に従事している際に、この保険の対象となる事故により、NPO法人が賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

なお、賠償責任補償の支払限度額が適用されます。

補償内容・保険料

※本年度より全プラン(基本コース・天災コース)で熱中症によるケガも対象となりました。

プラン		基本コース			天災コース		
		Aプラン	Bプラン	Cプラン	地震・噴火・津波によるケガも補償!		
補償内容		Aプラン	Bプラン	Cプラン	天災Aプラン	天災Bプラン	天災Cプラン
		熱中症によるケガも補償!					
傷 害 補 償	死亡・後遺障害保険金額	10,104千円	17,901千円	24,729千円	6,070千円	10,873千円	14,975千円
	後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~3%をお支払いします。					
	入院保険金日額	5,400円	7,500円	11,000円	5,400円	7,500円	11,000円
	手術保険金	入院して、手術を受けた場合、入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じた額をお支払いします。					
	通院保険金日額	3,000円	5,000円	7,000円	3,000円	5,000円	7,000円
	特定感染症特約	—	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入通院保険金額に同じ	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入通院保険金額に同じ	—	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入通院保険金額に同じ	上記、死亡保険金を除く、後遺障害、入通院保険金額に同じ
	葬祭費用保険金	—	300万円限度	300万円限度	—	300万円限度	300万円限度
賠償責任補償	身体障害・財物損壊共通	1事故につき(支払限度額)5億円					
	人格権侵害						

1名当りの年間保険料	300円	500円	700円	600円	1,000円	1,400円
------------	------	------	------	------	--------	--------

※保険期間の途中で加入された場合でも保険料は同額となります。また、中途解約による保険料の払い戻しは出来ません。
 ※ご加入は1名1口です。保険期間の途中で加入された場合でも保険料は同額となります。
 ※一度加入していただければ、補償期間内に複数のボランティア活動(複数の団体での活動)をされる場合も補償されます。
 ※平成23年度まで補償対象としていました「第三者の加害行為による保険金の2倍支払補償」は24年度より対象外となりました。

支払限度額・保険金額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いする保険金のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 お客さまが実際にご加入いただく支払限度額・保険金額につきましては、加入申込票の「賠償支払限度額・保険金額」欄(セットの場合はセット名一覧表)にてご確認ください。

保険金の種類	内容	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額 ^(注) をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額となります。	○保険契約者、被保険者または傷害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ○被保険者の無資格運転、酒酔い運転または麻薬等を使用している運転中のケガ ○被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ○被保険者の妊娠、出産、早産または流産によるケガ ○被保険者に対する外科的手術その他の医療措置によるケガ ○頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動によるケガ ○地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ(天災プランでは対象となります。) ○核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるケガ ○山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの運動を行っている間に生じたケガ ○乗用具によるレース(レースに準じるものおよび練習中を含みます。)のケガ ○次のいずれかに該当するボランティア活動をしている間のケガ
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~3% ^(注) をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	○海難救助ボランティア活動 ○山岳救助ボランティア活動 ○野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動 ○チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 ○銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
入院保険金	事故によるケガの治療のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、入院(普通保険約款に定める入院に準ずる状態を含みます。)された場合、入院保険金日額×入院日数 ^(注) をお支払いします。 (注)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	○職業または職務に従事している間のケガ 等
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額×「手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)」をお支払いします。なお、1回の事故につき、1回の手術に限ります。また、同時に2以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。	○保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ○被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○被保険者に対する刑の執行 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ○地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ○核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ○普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症
通院保険金	事故によるケガのため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院された場合、通院保険金日額×通院日数 ^(注) をお支払いします。 (注)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。また、90日がお支払いの限度となります。	○保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症。ただし継続加入している場合を除きます。
熱中症危険補償	急激かつ外来による日射または熱射によって、その身体に障害を被った場合に死亡・後遺障害・入院・通院保険金をお支払いします。	
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償(Aプラン・天災Aプランを除く)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症(「特定感染症」といいます。)を発病(被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。)し、 ●発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の100%~3%をお支払いします。ただし、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ●その治療のため入院(普通保険約款に定める入院に準ずる状態を含みます。)された場合、入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 ●その治療のため通院された場合、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。また、90日がお支払いの限度となります。ただし、被保険者が特定感染症を発病した場合は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を引受保険会社に通知しなければなりません。	
特定感染症危険「葬祭費用」補償(Aプラン・天災Aプランを除く)	特定感染症を発病し、その直接の結果として被保険者が発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族が葬祭費用を負担された場合に、300万円を限度として保険金をお支払いします。	

保険金の種類	内容	保険金をお支払いしない主な場合
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)	○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ○地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(そうじょう)、労働争議に起因する損害賠償責任 ○核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故に起因する損害賠償責任 ○被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ○被保険者のまたは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ○航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する損害賠償責任 ○提供物またはボランティア活動の結果が、初期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する損害賠償責任。ただし、提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 ○被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ○被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者による次のいずれかに該当する業務の遂行に起因する損害賠償責任
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用	・人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案 ・医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業家としての資格に基づいて行う施術
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用	○被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ○提供物のかしによる提供物自体の損壊に対する賠償責任 等
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用	
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用	
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用	

<傷害補償の補足>

- ※地震・噴火・津波によるケガは天災プランのみ補償となります。
- ※「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。
- ※被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。
- ※通院されない場合で、骨折等のケガを被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブスを常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について、通院したものとみなします。
- ※柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージ等の医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
- ※特定感染症1~3類については厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。

<賠償責任補償の補足>

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額からパンフレット記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、パンフレット記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

○お支払いする争訟費用の額 =

$$\text{実際の争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

「重要事項のご説明」および「注意喚起情報」、「その他のご説明」をご確認ください。

ご注意くださいこと — ボランティア活動保険にご加入いただくお客さまへ —

重要事項のご説明

この書面ではボランティア活動保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。
ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。普通保険約款および特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
ボランティア活動保険	ボランティア活動保険普通保険約款
	①賠償責任条項 → 賠償責任補償
	②傷害条項 → 傷害補償
	+
	③細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約
	④人格権侵害補償特約
	⑤特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約(Aプラン・天災Aプランを除く)
	⑥特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約(Aプラン・天災Aプランを除く)
	⑦特定非営利活動法人補償特約
	⑧天災危険補償特約(天災プランのみ)
⑨熱中症危険補償特約	

(2) 補償内容

■被保険者

補償項目の種類	被保険者
賠償責任補償	①ボランティア ②上記①の監督義務者および、ボランティアが所属するNPO法人(特定非営利活動促進法に基づく)
傷害補償	ボランティア

ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

「ボランティア保険のご案内」P1~2をご参照ください。

■お支払いする保険金

「ボランティア保険のご案内」P3をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「ボランティア保険のご案内」本文P3をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は(1)商品の仕組みをご参照ください。特約の内容の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「ボランティア保険のご案内」表紙または加入申込票の補償期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件(支払限度額・保険金額、免責金額)

「ボランティア保険のご案内」P2をご参照ください。

2. 保険料

保険料は、保険金額等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「ボランティア保険のご案内」P2または加入申込票の加入プラン欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「ボランティア保険のご案内」裏表紙をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

この保険には、ご契約の解約に際しての解約返れい金はありません。

注意喚起情報

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款および特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

この保険にご加入いただける方は以下のいずれかに該当される方です。

◎東京都社会福祉協議会に本保険加入のための登録をすることに同意していただけるボランティア、または本保険加入のための登録をすることに同意していただけるボランティア活動団体に所属しているボランティア(登録につきましては、保険加入と同時に登録となります。)

◎東京都内の区市町村社会福祉協議会に登録、または委嘱されているボランティア

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、保険期間が1年間以下のご契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

~ご加入時における注意事項、ご加入後における注意事項(通知義務)~

(1) 加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記入上の注意事項)

申込人、被保険者には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店にたいして告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、※印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違う場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずこの内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○加入申込票記載のボランティアの変更がある場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇加入申込票記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、加入条件を変更する場合

(3) その他の注意事項

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は保険契約者に対し傷害補償特約(注)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約(注)を解約しなければなりません。

- ①傷害補償特約(注)の被保険者となることについて、同意をしないなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
 - ◇引受保険会社に傷害補償特約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ◇保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ③他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
 - ④保険契約者または保険金を受け取るべき方が、②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑤保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等が必要となります。
(注)その被保険者にかかわる部分に限ります。

3. 補償の開始時期

■保険期間開始前に保険の加入手続きが終了した場合
保険期間と同一

■保険期間開始後に保険の加入手続きが終了した場合
加入手続きが完了した日の翌日0時から保険期間終了時まで
※ただし、補償の開始時期を過ぎていてもボランティア活動をする目的を持って住居を出発するまでは補償の対象となりません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「ボランティア保険のご案内」本文をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「ボランティア保険のご案内」本文記載の方法により払込みください。「ボランティア保険のご案内」本文記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- この保険契約には、解約返れい金の返還はありません。
- ボランティア活動保険追加特約(月別精算方式)もしくはボランティア活動保険追加特約(一括精算方式)がセットされている場合には、ご解約に伴い、解約日(*)または満期日(*)等までの期間に相当する保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

<保険会社破綻時等の取扱い>(平成24年1月現在)
 ○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
 ○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)
 ○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室
 TEL 03-3259-7593

受付時間:平日 9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起こった場合は

事故発生日から30日以内に加入申込書類添付の事故報告書に必要事項を記入のうえ、三井住友海上火災保険株式会社(公務部・東京公務室)へご提出(FAXもしくは郵送)ください。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日9:15~17:00
 詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (http://www.sonpo.or.jp/)

その他のご説明

1. 個人情報の取扱い

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、各引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、各引受保険会社および各引受保険会社のグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内で提供や引受保険引受の審査および履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①各引受保険会社および各引受保険会社のグループ各社の商品・サービス等の例 損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例 自動車購入・車検の斡旋 上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
- 契約等の情報交換について 各引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について 各引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。各引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、各引受保険会社のグループ各社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(http://www.ms-ins.com)または各引受保険会社のホームページをご覧ください。

2. 事故が起こった場合の手続

(1)事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

万一、事故が起こった場合は

事故発生日から30日以内に加入申込書類添付の事故報告書に必要事項を記入のうえ、三井住友海上火災保険株式会社(公務部・東京公務室)へご提出(FAXもしくは郵送)ください。

(2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものを提出いただきます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。
 (※1)ご提出いただく書類には「●」を付けています。「―」が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
 (※2)特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。
 (※3)事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	補償項目 A=賠償責任補償 B=傷害補償	書類の例	
		A	B
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	●	●
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注)	引受保険会社所定の事故状況報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ、修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類	●	●
(3)対象の損害であることを確認する書類	事故証明書、ボランティアの名簿		
	ボランティア活動推進法人もしくはボランティア活動団体の責任者が発行する下記の書類 ○ボランティア活動中の事故であることを証明する書類 ○ボランティア活動団体の構成員であることを証明する書類 ○ボランティア活動推進法人の委嘱を受けた方もしくはボランティア活動推進法人に登録した方であることを証明する書類	●	●
(4)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本		
	②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類		
	③①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	●	—
	④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類		
	⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類		
(5)身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類	①死亡事故であることを確認する書類 ②後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類		
	③その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類		
(6)被保険者が負担した費用の額を示す書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書	●	—
(7)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書		
	①保険金請求権者を確認する書類		
	②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類		
	③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	●	●
	④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類		
	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる登記簿謄本 引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類 引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、調査に関する同意書 支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士対応等の費用が確認できる書類・明細書 住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書		

■重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります（「代理請求人制度」）。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。

（注1）保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険

約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

（3）示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

用語のご説明

用語	説明
<input type="checkbox"/> 行 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
<input type="checkbox"/> 行 解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。
加入申込票	引受保険会社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
急激かつ偶然な外来の事故	急激とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」、「事故の発生が被保険者にとって予測・回避できないものであったこと」等をいいます。偶然とは「事故原因または結果の発生が被保険者にとって予知できないこと」をいいます。外来とは「傷害の原因が被保険者の身体外部からの作用によること」をいいます。
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
<input type="checkbox"/> 行 始期日	保険期間の初日をいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
傷害	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。(注)中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車、原動機付自転車、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目払い込むべき保険料をいいます。
所定の手術	病院または診療所で受けた手術で、かつ、傷害条項に手術名が列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術名は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
親族	6親等内の血族、配偶者(注)および3親等内の姻族をいいます。(注)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
<input checked="" type="checkbox"/> 行 治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
特約	オプションとなる補償内容等普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
<input type="checkbox"/> 行 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
<input type="checkbox"/> 行 払込期日	加入者証記載の払込期日をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方または補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・加入者証記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。支払限度額ともいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。
ボランティア	ボランティア活動を行う自然人で次のいずれかに該当する方をいいます。 ア.ボランティア活動団体の構成員 イ.社会福祉協議会の委嘱を受けた方または社会福祉協議会に登録した方
ボランティア活動	自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とし、日本国内で行われる次のいずれかに該当する活動をいいます。なお、活動には、活動のための学習会または会議等を含み、有償(注1)の活動は除きます。 ア.所属ボランティア活動団体の会則(注2)に則り企画、立案された活動 イ.社会福祉協議会の委嘱を受けた、または社会福祉協議会に届け出た活動 (注1)交通費、食事代等費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とはみなしません。 (注2)名称を問いません。
ボランティア活動団体	社会福祉協議会の委嘱を受けた、または社会福祉協議会に登録した団体をいいます。
ボランティア活動中	ボランティア活動を行っている間をいい、ボランティア活動を行う目的をもって通常の経路により住居(注)を出発してから住居に帰着するまでの間を含みます。(注)住居以外の施設を起点とする場合または住居以外の施設に帰る場合は、その施設とします。
<input checked="" type="checkbox"/> 行 満期日	保険期間の末日をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
申込人	引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。

◆ボランティア見舞金制度について◆

ボランティア保険の加入者が活動中（往復途上を含む）にボランティア保険の給付対象にならない事由で死亡した場合に死亡見舞金を給付します。本制度は、東京都社会福祉協議会が独自に運営する制度です。

〈給付額〉

全プラン共通……30万円

〈問い合わせ先〉

東京都社会福祉協議会
TEL03-3268-7232

加入手続

加入書類に記入する ボランティア保険にご加入に必要な書類は以下のとおりです。

- ボランティア保険加入申込票
- 加入者名簿
住所・氏名・電話番号が記載された既存の名簿がある場合には、それに替えることができます。その場合は、必ず3部ご提出ください。
- 払込用紙
専用の払込用紙を使って郵便局・みずほ銀行本支店窓口から払込みの場合、送金手数料は無料です。
専用の払込用紙を使わずにATM等で振り込んだ時には、振込みの控えを加入申込票に添付してください。この場合、送金手数料は、加入申込者の負担となります。
- ご加入の際は、加入申込票の記載内容を再度ご確認ください。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。団体(グループ)加入の場合、加入者全員に保険のご加入について必ずご説明ください。

加入書類は東京都内の各区市町村社会福祉協議会ボランティアセンターまたは東京都社会福祉協議会の窓口でお渡します。
なお、各窓口は東京福祉企画ホームページ(下記お問い合わせ参照)でご覧いただけます。

払込用紙で保険料を振込む

- 払込保険料をご確認のうえ、郵便局もしくは銀行にてお振込みください。
※年度途中でボランティア保険にご加入の場合、保険開始日は加入手続完了日の翌日0時からとなります。
※24年4月1日からの補償をご希望の場合、必ず3月31日までにお手続を完了してください。
- 間違ってお振込みされた場合は、振込手数料を差し引いてご返金いたしますのでご注意ください。

振込先	ゆうちょ銀行 口座番号 00110-6-661682
	フク トウキョウトシャカイフクシキョウギカイ ボランティアホケンガカリ
	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 ボランティア保険係
	みずほ銀行 飯田橋支店 口座番号 (普)1502857
フク トウキョウトシャカイフクシキョウギカイ ボランティアホケングチ	
社会福祉法人東京都社会福祉協議会 ボランティア保険口	

申込書類と郵便振替払込受付証明書を提出する

- ボランティア保険加入申込票の2枚目下に郵便振替払込受付証明書を貼付し、お近くの東京都内各区市町村社会福祉協議会ボランティアセンター窓口へご提出ください。※窓口の所在地等は、東京福祉企画ホームページでご確認ください。また、ボランティア保険加入確認証(兼)保険料受領書はボランティア保険加入証明書となりますので保険期間が終了するまで大切に保管してください。

〈加入手続に関するお問い合わせ先〉

(受付社会福祉協議会)

東京都社会福祉協議会 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL03-3268-7232 FAX03-3268-2148

〈商品・引受に関するお問い合わせ先〉

(引受代理店)

有限会社 東京福祉企画 (東京都社会福祉協議会指定保険代理店)

〒162-0821 東京都新宿区津久戸町4-1 ASKビル4-C

TEL03-3268-0910 FAX03-3268-8832

この他にも介護事業や社会福祉事業等を総合的にフォローアップするために、各種保険を取り揃えております。

ホームページアドレス <http://www.tokyo-fk.com/>

(引受保険会社) 幹事会社 三井住友海上火災保険株式会社 公務部 東京公務室

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-7593 FAX03-3259-7213

東京海上日動火災保険株式会社・株式会社損害保険ジャパン

〈代理店の権限〉

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は、引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

引受保険会社次とのとおりです。三井住友海上(幹事会社) 東京海上日動火災 損害保険ジャパン

なお、各社の引受割合は決定したい東京福祉企画ホームページでご案内します。

このパンフレットはボランティア保険の概要をご説明したものです。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

また普通保険約款および特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。